

関市告示第125号

関市強化指定選手活動助成金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

関市長 尾 関 健 治

関市強化指定選手活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、スポーツにおいて特に優れた能力を有する選手に対して助成金を交付することにより、関市の体育及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、岐阜県が行うオリンピックアスリート強化支援事業又はパラリンピックを目指すアスリート強化支援事業において強化指定選手に指定された者であって、市内に住所を有し、居住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する者が市税を滞納しているときは、交付対象者とししない。

(助成金の額及び交付回数)

第3条 助成金の額は、100,000円とする。

2 助成金の交付は、1年につき1回とする。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、強化指定選手の指定を受けた後速やかに関市強化指定選手活動助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 岐阜県が交付するオリンピック・パラリンピックアスリート強化指定選手認定証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(結果の報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、当該年度終了後速やかに関市強化指定選手活動報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第6条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により助成金を受けたことが明らかになったとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、市長が助成金の交付を適当でないと認めたとき。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。